

徴収・換価猶予の申請の手引き

(問合せ・提出先)

呉市財務部収納課納税 G

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

TEL0823-25-3201

目 次	・・・P. 1
市税の猶予制度について	・・・P. 2
1 徴収猶予	・・・P. 3
(1) 徴収猶予の要件	
(2) 申請の手続き・期限	
(3) 徴収猶予の期間	
(4) 徴収猶予の効果	
(5) 提出された申請書等の審査	
(6) 猶予の許可・不許可	
(7) 猶予の取り消しまたは猶予期間の短縮	
★「徴収猶予申請書」の書き方	・・・P. 5
2 換価の猶予	・・・P. 8
(1) 換価の猶予の要件	
(2) 申請の手続き・期限	
(3) 換価の猶予の期間	
(4) 換価の猶予の効果	
(5) 提出された申請書等の審査	
(6) 猶予の許可・不許可	
(7) 猶予の取り消しまたは猶予期間の短縮	
★「換価の猶予申請書」の書き方	・・・p. 10
様 式	・・・P. 12
・徴収猶予申請書	
・換価の猶予申請書	
・財産収支状況書	
・財産目録	
・収支の明細書	
・担保提供書	

市税の猶予制度について

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を行うこととなります。

ただし、市税及び延滞金等（以下「市税等」）の徴収金を一時に納付することが困難な理由がある場合には、納税者の申請により、納税・差押えの猶予などが認められる場合があります。

※納税者ご本人様からお申し出があれば、任意の額を一部納付していただくための納付書は発行しますが、一部納付されている場合であっても、ご提出いただいた猶予申請が承認されるまでは納期限経過後に財産調査を行い、督促状を発送した日から10日を経過すると差押えの対象となります。

●徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって市税等を一時に納付又は納入することができないと認められるときや、法定納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付又は納入することができない理由があると認められるときに、申請に基づいて徴収が猶予される制度です。

徴収猶予の効果

- ① 新たな差押えなどの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産があるときには、申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

●申請による換価の猶予

市税等を一時に納付又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるときに、申請に基づいて差押財産の換価が猶予される制度です。

換価の猶予の効果

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

1 徴収猶予

(1) 徴収猶予の要件

次の①から⑥の事実により市税等を一時に納付できないときは、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中に各月に分割して納付していただく必要があります。

- ① 納税者等がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき
- ② 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
- ③ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したとき
- ④ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたとき（※1）
- ⑤ 納税者等に上記①から④に類する事実があったとき
- ⑥ 本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき額が確定したとき

※1「著しく損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。

(2) 申請の手続き・期限

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を収納課へ提出してください。

① 猶予の審査のために必要となる書類

- 徴収猶予申請書（⇒書き方についてはP. 5～7）

- 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類

- (例) ア 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写し等
イ 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書等
ウ 事業の廃止又は休止のときは、廃（休）業届、登記事項証明書等
エ 事業について著しい損失を受けたときは、直近2年間における収入支出の状況を明らかにした書類、損失発生の原因となることがわかる書類等

※猶予該当事実があることを証する書類が添付されていない場合は、そのような事実があったと認定されず、猶予に影響が生じる場合があります。

- 財産収支状況書
- 財産目録
- 収支の明細書
- 担保提供書

原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ・ 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保を提供することができない特別の事情があると認められる場合

② 申請の期限

- 徴収猶予の要件①～⑤に該当する場合は猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
- 徴収猶予の要件⑥に該当する場合は、本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき額が確定した市税の納期限までに申請してください。

(3) 徴収猶予の期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年以内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税等は、原則として申請者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して、猶予期間中の各月に納付していただく必要があります。(やむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。)

(4) 徴収猶予の効果

- ・ 新たな差押えなどの滞納処分が猶予されます。
- ・ 既に差押えを受けている財産があるときには、申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

(5) 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、徴収の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。なお、補正の求めに対し、20日以内に訂正等されないときは、申請を取り下げたものとみなされます。

(6) 猶予の許可・不許可

徴収猶予が許可された場合には、「徴収猶予の許可通知書」が送付されますので、納付計画のとおり納付してください。

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を許可することができません。

- ① 猶予の要件に該当することが確認できないとき
- ② 申請者について強制換価手続きが開始されたときなど、市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ③ 猶予の審査に必要な職員の質問に対して回答せず、または帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたときなど

(7) 猶予の取り消しまたは猶予期間の短縮

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

- ① 申請者について強制換価手続きが開始されたときなど、市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 市税等を納付計画通りに納付しないとき
- ③ 猶予を受けている市税等以外に新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となったとき
- ④ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※猶予承認後であっても、猶予の継続が適当であるかを判断するために預金・給与等の財産調査は随時行われます。また、必要な書面の提出を求める場合もあります。

★「徴収猶予申請書」の書き方

●「申請者」欄

名前（名称）、住所（所在地）、電話番号、携帯番号、申請年月日を記載。申請者が法人の場合、代表者の氏名を併せて記載の上、代表者印を押印。個人の場合は申請者の自筆により氏名を記載。

●「納付すべき市税」欄

徴収の猶予を申請するときに、未納となっている市税を全て期別で記載し、延滞金は「要す」と記載。

●「納付すべき市税のうち、徴収猶予を受けようとする金額（円）」欄

「納付すべき市税等」の合計額から、現在納付可能資金額を差し引いた金額を記載。

●「猶予該当事実及び猶予に係る徴収金を一時に納付することができない事情」欄

猶予該当事実の詳細及びその事実があったことにより、一時に納付することができないことの原因となっている事情の詳細を具体的に記載。

なお、「本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき額が確定したとき」の徴収猶予の申請をする場合は記載の必要はありません。

<記載例>

災害等

令和〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となり、復旧して営業を再開するまで〇日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

病気・負傷

令和〇年〇月に交通事故に遭い、同月から〇か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。治療費及び入院費として、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの間に合計〇万円を支払い、〇〇生命保険から保険金〇万円を受領しているため、差引金額である〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。

事業の休廃止

令和〇年〇月から〇月までの売上が前年比〇%減となるなど業績が著しく悪化したため、〇〇業を廃業した。廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失〇万円及び従業員〇人を解雇した際に支払った退職金の合計〇万円を合わせた〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。

事業上の著しい損失

令和〇年〇月期は〇万円の利益があったが、令和〇年〇月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和〇〇年〇月期は〇万円の損失となってしまった。

このうち、令和〇年〇月期の利益金額〇万円の2分の1の金額〇万円を超える部分である〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

●「納付計画」欄

猶予期間中の全ての納付予定日、各月における納付金額を原則1年以内で完納する計画となるように記載。

● 「猶予を受けようとする期間」欄

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・申請書を提出する日が猶予を受けようとする徴収金の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ・災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

● 「担保の有無」欄

担保を提供する必要がある場合には「有」にチェックし、担保提供書・資料を添付
※ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ・猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保を提供することができない特別の事情があると認められる場合

※地方税法により担保として提供できる主な財産は、次のようなものがあります。

- ・国債や、市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・市長が確実と認める保証人の保証

徴 収 猶 予 申 請 書 (記載例)

令和〇年〇月〇日

呉市長 あて

申請者	住 所 (所在地)	呉市△△〇丁目〇番〇号
	氏 名 (名 称)	株式会社 ○〇〇

地方税法第15条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおり徴収猶予の申請をします。

納付すべき市税	通知書番号	調定年度	賦課年度	期月	税目	納期限	税額 (円)	延滞金 (円)	備考
	〇〇〇〇〇〇〇〇	4	4	1期	固定資産税・都市計画税	R4.5.31	110,000	要す	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	4	4	2期	固定資産税・都市計画税	R4.7.31	100,000	要す	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	4	4	3期	固定資産税・都市計画税	R4.12.27	100,000	要す	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	4	4	4期	固定資産税・都市計画税	R5.2.28	100,000	要す	

納付すべき市税のうち、徴収猶予を受けようとする金額 (円) 410,000

猶予該当事実及び猶予に係る徴収金を一時に納付することができない事情	令和3年10月25日未明の火災により会社工場、事務所及び操業に必要な設備機器や資材が消失し、それらの復旧に約8,300万円を要した。 加入している火災保険により6,000万円の保険金が下りたが、事業の継続には差し引き約2,300万円を支払う必要があったことにより、納付が困難になった。
-----------------------------------	---

納 付 計 画

回	期限	金額 (円)	回	期限	金額 (円)	回	期限	金額 (円)
1	4・6・30	50,000	5	4・10・31	50,000	9	5・2・28	10,000+延滞金
2	4・7・31	50,000	6	4・11・30	50,000	10	・	
3	4・8・31	50,000	7	5・1・4	50,000	11	・	
4	4・9・30	50,000	8	5・1・31	50,000	12	・	

猶予を受けようとする期間 令和4年6月1日から令和5年2月28日まで9月間

担保の有無	納税保証人	
	住 所	氏 名
有 ・ 無	担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情	

(※) 徴収猶予該当事実を証する書類をこの申請書に添えてください。

【添付する書類欄】

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合 ■ 猶予該当事実証明書類 ■ 財産収支状況書
 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合 □ 猶予該当事実証明書類 □ 担保関係書類 □ 財産目録 □ 収支の明細書

2 換価の猶予

(1) 換価の猶予の要件

市税等を一時に納付又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、市税等の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、1年以内の期間に限り、申請による換価の猶予が認められる場合があります。

なお、換価の猶予を受けようとする市税等以外に、すでに滞納となっている市税等がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

(2) 申請の手続き・期限

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を収納課へ提出してください。

① 猶予の審査のために必要となる書類

- 「換価の猶予申請書」(⇒書き方についてはP. 10)
- 「財産収支状況書」
- 「財産目録」
- 「収支の明細書」
- 「担保提供書」

原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ・ 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます。)が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保を提供することができない特別の事情があると認められる場合

② 申請の期限

換価の猶予を受けようとする市税等の納期限まで(納期限までに申請できないやむを得ない事情を有する場合は、事情を証する書面を添付し納期限から6か月以内)に申請してください。

(3) 換価の猶予の期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年以内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税等は、原則として申請者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して、猶予期間中の各月に納付していただく必要があります。(やむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。)

(4) 換価の猶予の効果

- ・ 既に差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
 - ・ 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予(又は差押えが解除)される場合があります。
 - ・ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ※換価の猶予の期間中でも督促状は送付されます。

(5) 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。なお、補正の求めに対し、20日以内に訂正等されないときは、申請を取り下げたものとみなされます。

(6) 猶予の許可・不許可

徴収猶予が許可された場合には、「換価の猶予の許可通知書」が送付されますので、納付計画のとおり納付してください。

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

- ① 換価の猶予の要件に該当することが確認できないとき
- ② 申請者について強制換価手続きが開始されたときなど、市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ③ 猶予の審査に必要な職員の質問に対して回答せず、または帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたときなど

(7) 猶予の取り消しまたは猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

- ① 申請者について強制換価手続きが開始されたときなど、市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 市税等を納付計画通りに納付しないとき
- ③ 猶予を受けている市税等以外に新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となったとき
- ④ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき

※猶予承認後であっても、猶予の継続が適当であるかを判断するために預金・給与等の財産調査は随時行われます。また、必要な書面の提出を求める場合もあります。

★「換価の猶予申請書」の書き方

●「申請者」欄

名前（名称）、住所（所在地）、電話番号、携帯番号、申請年月日を記載。申請者が法人の場合、代表者の氏名を併せて記載の上、代表者印を押印。個人の場合は申請者の自筆により氏名を記載。

●「納付すべき市税」欄

換価の猶予を申請するときに、未納となっている市税を全て期別で記載し、延滞金は「要す」と記載。

●「換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から、現在納付可能資金額を差し引いた金額を記載。

●「猶予に係る徴収金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情」欄

換価の猶予の申請理由を具体的に記載

<記載例>

- ・高齢で、年金の受給はなく、収益物件の収入のみで生活しているが、差押不動産は銀行が抵当権を設定しており、評価額と比べても換価価値がなく、賃料を差押し換価することにより、収入が途絶え生活の維持ができなくなる。
- ・個人事業を営んでいるが、〇〇会社との契約が〇月をもって終了することになった。〇〇会社との取引は、売上の約〇%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化。現在、経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、事業資金を捻出しているが、今月の収入金額を市税の納付に充てた場合は、事業資金だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり生活の維持が困難になる。

●「納付計画」欄

猶予期間中の全ての納付予定日・各月における納付金額を、原則1年以内で完納する計画となるように記載。

●「猶予を受けようとする期間」欄

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税等の法定納期限以前に申請書を提出する場合は、納付すべき市税等の法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。

●「担保の有無」欄

担保を提供する必要がある場合には「有」にチェックし、担保提供書・資料を添付
※ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ・猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保を提供することができない特別の事情があると認められる場合

換 価 の 猶 予 申 請 書 (記 載 例)

令和〇年〇月〇日

呉市長 あて

申
請
者

住 所 (所在地)	呉市△△〇丁目〇番〇号	
氏 名 (名 称)	〇〇 〇〇	電話番号・携帯番号
		090-****-****

※申請者（納税義務者）が自署してください。

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

納付すべき市税	通知書番号	調定年度	賦課年度	期月	税目	納期限	税額 (円)	延滞金 (円)	備考
	〇〇〇〇〇〇〇〇	4	4	1期	固定資産税・都市計画税	R4.5.31	21,000	要す	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	4	4	2期	固定資産税・都市計画税	R4.7.31	20,000	要す	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	4	4	3期	固定資産税・都市計画税	R4.12.27	20,000	要す	
	〇〇〇〇〇〇〇〇	4	4	4期	固定資産税・都市計画税	R5.2.28	20,000	要す	

納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額 (円) 61,000

猶予に係る徴収金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情	<p>個人事業を営んでいるが、株式会社〇〇〇が火災事故により事業停止し、取引が終了した。同社とは、取引の大半を占めていたため、売上が昨年比約50%に減少し、収益は赤字になった。また、県外に別居している父が〇〇病を患い、手術・入院費用や交通費が急遽必要になったことから、預貯金を取り崩して生活費及び父の治療費に充てる必要が生じた。</p> <p>現在の資金状況では、全てを市税の納付に充てた場合、生活等の維持が困難になる。</p>
---	--

納 付 計 画

回	期限	金額 (円)	回	期限	金額 (円)	回	期限	金額 (円)
1	4・6・30	0	5	4・10・31	10,000	9	・	
2	4・7・31	5,000	6	4・11・30	10,000	10	・	
3	4・8・31	5,000	7	5・1・4	10,000	11	・	
4	4・9・30	10,000	8	5・1・31	11,000	12	・	

猶予を受けようとする期間 令和4年6月1日から令和5年1月31日まで8月間

担保の有無	納税保証人	
	住 所	氏 名
有・無	担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情	

【添付する書類欄】

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合 財産収支状況書
 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合 担保関係書類 財産目録 収支の明細書

徴 収 猶 予 申 請 書

令和 年 月 日

呉市長 あて

申請者

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

※申請者（納税義務者）が自署してください。

地方税法第15条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおり徴収猶予の申請をします。

	通知書番号	調定年度	賦課年度	期月	税目	納期限	税額（円）	延滞金（円）	備考
納付すべき市税									

納付すべき市税のうち、徴収猶予を受けようとする金額（円）

猶予該当事実及び猶予に係る徴収金を一時に納付することができない事情	

納 付 計 画

回	期限	金額（円）	回	期限	金額（円）	回	期限	金額（円）
1	・ ・		5	・ ・		9	・ ・	
2	・ ・		6	・ ・		10	・ ・	
3	・ ・		7	・ ・		11	・ ・	
4	・ ・		8	・ ・		12	・ ・	

猶予を受けようとする期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 月間

担保の有無	納税保証人	
	住所	氏名
有・無	担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情	

(※) 徴収猶予該当事実を証する書類をこの申請書に添えてください。

【添付する書類欄】

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合 猶予該当事実証明書類 財産収支状況書

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合 猶予該当事実証明書類 担保関係書類 財産目録 収支の明細書

換 価 の 猶 予 申 請 書

令和 年 月 日

呉市長 あて

申請者

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

※申請者（納税義務者）が自署してください。

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

納付すべき市税	通知書番号	調定年度	賦課年度	期月	税目	納期限	税額（円）	延滞金（円）	備考

納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額（円）

猶予に係る徴収金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情

納 付 計 画

回	期限	金額（円）	回	期限	金額（円）	回	期限	金額（円）
1	・ ・		5	・ ・		9	・ ・	
2	・ ・		6	・ ・		10	・ ・	
3	・ ・		7	・ ・		11	・ ・	
4	・ ・		8	・ ・		12	・ ・	

猶予を受けようとする期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 月間

担保の有無

納税保証人

住 所

氏 名

担保の詳細又は担保を提供することができない特別の事情

【添付する書類欄】

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合 財産収支状況書

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合 担保関係書類 財産目録 収支の明細書

財 産 収 支 状 況 書

令和 年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地	氏 名 名 称
-----------	------------

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金	/	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
現在納付可能資金額			円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見 込 金 額
収 入	売上、給与、報酬 円
	その他() 円
	円
① 収 入 合 計	円
支 出	仕入 円
	給与、役員給与 円
	家賃等 円
	諸経費 円
	借入返済 円
	円
	生活費(扶養親族 人) 円
② 支 出 合 計	円
③ 納 付 可 能 基 準 額 (① - ②)	円

4 分割納付計画

月	分割納付金額	備考
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
【備考】		

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	売 掛 金 等 の 額	回収予定日	種 類	回 収 方 法
	円	令和 . . .		
	円	令和 . . .		
	円	令和 . . .		

(2) その他の財産の状況

不動産等	国債・株式等
車 両	そ の 他 (保 険 等)

(3) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借 入 金 等 の 金 額	月 額 返 済 額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担 保 提 供 財 産 等
	円	円	令和 年 月	可・否	
	円	円	令和 年 月	可・否	

財 産 目 録

令和 年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地	氏名 名称
-----------	----------

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	円			円
		円			円
		円			円
預貯金等合計 (A)					円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
		令和 . . .		円
		令和 . . .		円
		令和 . . .		円
		令和 . . .		円

(3) その他の財産の状況

財 産 の 種 類	担保等	直ちに納付に 充てられる金額
国債・株式等	<input type="checkbox"/>	円
不動産等	<input type="checkbox"/>	円
車 両	<input type="checkbox"/>	円
その他財産 (敷金、保証金、保険等)	<input type="checkbox"/>	円
合計(B)		円

(4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払) 年月	追加借入 の可否	担保提供財産等
	円	円	令和 年 月	可・否	
	円	円	令和 年 月	可・否	
	円	円	令和 年 月	可・否	

3 現在納付可能資金額

①当座資金額((A)+(B))	②当面の必要資金額((C))	③現在納付可能資金額(①-②)
円	円	円

「②当面の必要資金額」の内容

項目	金額	内 容
支出見込	円	事業支出
	円	【扶養親族 人】 生活費 (個人の場合のみ)
収入見込	円	
(支出見込) - (収入見込)(C)		円 マイナスになった場合は0円

収 支 の 明 細 書

令和 年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地	氏名 名称
-----------	----------

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	① 総収入金額	② 総支出金額	③ 差額(①-②)	備 考
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分	見込金額		区 分	見込金額	
収 入		円	支 出		
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
① 収 入 合 計	円		② 支 出 合 計	円	
③ 納付可能基準額(①-②)	円				

【備考】

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
臨時支出		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる市税及びその他の税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
年 月		円	年 月		円
年 月		円	年 月		円
年 月		円	年 月		円
年 月		円	年 月		円
年 月		円	年 月		円
年 月		円	年 月		円

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額)(専従者給与を含む)	職業・所有財産等
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	円	
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	円	
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	円	
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時の入出金額	④市税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円

担 保 提 供 書

令和 年 月 日

呉 市 長 あて

住所 _____
(所在)

担保提供者
(納付者)

氏 名 _____ 印
(名称)

徴収・換価の猶予に係る下記徴収金の納付担保として、次の物件を提供します。

担保物件の表示

	通知書番号	調定 年度	賦課 年度	期月	税 目 <small>(事業年度・申告区分)</small>	納期限	税 額 (円)	延滞金 (円) <small>※法律による金額</small>	備考
猶 予 金 額									
		合 計							

徴収・換価の猶予に係る上記市税等の納付担保として、上記物件の提供を承諾します。

担保物件の所有者 住所 _____
(所在)

令和 年 月 日 氏 名 _____ 印
(名称)

添 付 書 類

印鑑証明書（担保が第三者の所有する財産の場合は、当該第三者のもの） 1 通

※担保提供者と担保物件所有者が異なる場合は、担保物件の所有者の署名押印を受けて提出してください。
なお、担保が保証人の保証の場合には、別に納付保証書を提出してください。